

小山市再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託仕様書

1. 業務名

小山市再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託

2. 目的

本業務は、一般社団法人地域循環共生社会連携協会による令和 6 年度補正「地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業」のうち「円滑な再生可能エネルギー導入のための促進エリア設定等に向けたゾーニング等の合意形成を図る事業」の制度の活用を前提として実施するものである。また、本市は第4次小山市環境基本計画、おやま脱炭素ロードマップを策定しており、「人と自然が共生し 未来につなぐ 田園環境都市 おやま」を環境像に掲げている。その実現のために地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「促進区域」の設定を見据えたゾーニングマップを作成し、地域共生型・裨益型の再エネ導入を図ることを目的とする。

3. 適用範囲

本仕様書は、小山市(以下「発注者」という。)が受注業者(以下「受注者」)に委託する「小山市再生可能エネルギーゾーニングマップ作成業務委託」(以下「本業務」という。)に適用する。

4. 履行範囲

本業務の履行範囲は、小山市全域とする。

5. 契約期間

本業務の履行期間は契約締結日から令和 8 年9月 30 日(水)までとする。

ただし、20. 業務項目(1)～(5)、(7)までの業務内容は契約締結日から令和 8 年 2 月 10

日(火)までとし、20. 業務項目(6)は契約締結日から令和 8 年9月 30 日(水)までとする。

6. 準拠する法令等

本業務は、本仕様書その他、発注者が定める諸規則に準拠し、目的の達成を図らなければならない。

(1) 地球温暖化対策計画(令和 3 年 10 月)

(2) 地方公共団体実行計画(区域施策編)策定・実施マニュアル(令和 4 年 3 月)

- (3) 地域脱炭素のための促進区域設定等に向けたハンドブック(令和4年4月)
- (4) 第6次エネルギー基本計画(令和3年10月)
- (5) 栃木県環境基本計画 令和3年3月
- (6) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく促進区域の設定に関する県基準(令和6年3月)
- (7) 第8次小山市総合計画(令和3年3月)
- (8) おやま脱炭素ロードマップ(令和7年3月)
- (9) 小山市平地林保全・管理計画(令和7年3月)
- (10) 第4次小山市環境基本計画(令和5年9月)
- (11) その他関係法令及び諸規則並びに通達等

7. 守秘義務

受注者は、本業務により知り得た内容及び結果を第三者に漏らしてはならないものとする。

8. 疑義

受注者は、本仕様書及び業務内容等に関する疑義については、発注者とその都度協議し、その指示に従い業務を遂行するものとする。

9. 業務の実施体制

受注者は業務を円滑で効果的に実施するため、業務目的を十分に理解の上、必要な経験及び能力を有する十分な数の技術者を配置すること。また、小山市担当者と連絡を密にし、常に連携がとれる窓口を設置すること。

10. 提出書類

受注者は、本業務の実施にあたり、契約後速やかに以下の書類を提出し、発注者の承認を得なければならない。

- (1) 実施計画書
- (2) 工程表
- (3) 着手届
- (4) 管理技術者及び照査技術者届並びに経歴書
- (5) その他発注者が指示した書類

11. 策定方針案及び業務計画書の作成

受注者は契約後速やかに小山市と打合せを行い、本業務の策定方針案及び作業スケジュール等に関する業務計画書を作成し、提出すること。

12. 関係官庁等への手続き等

本業務遂行のために必要な関係官庁その他に対する諸手続きは、発注者と受注者間で協議を行い迅速に処理するものとする。

13. 成果品の検査

業務の各工程完了時に作業の点検及び検査を実施するものとする。なお、納入成果品について本市の検査を受け、誤り、不備、不明箇所等が発見された場合は直ちに訂正を行うものとする。なお、本市が必要と認めた場合は、適時、中間検査を受けるものとする。

14. 瑕疵責任

本業務の成果品納入後においても、受注者の重大な過失または粗漏に起因する不良箇所が発見された場合には、本市が必要と認める修正及びその他必要な措置を受注者の負担で速やかに行うものとする。

15. 成果品の帰属

本業務で納入された成果品の著作権・所有権等の諸権利は、すべて本市に帰属するものとし、受注者は本市の許可なく外部に貸与、使用又は公表することを禁ずる。また、本市が成果品を自由に加工・編集・配布することを受注者は了承するものとする。

16. 成果品の保管

本市が認める範囲において受注者による成果品の保管が必要な場合、受注者はそれらを明記した保管証を提出し、承認された成果品について責任をもって保管するものとする。なお、本業務履行後においても、本市は受注者に対して保管成果品の提出を要求することがある。

17. 支払いについて

委託料については年2回払いとし、内訳は以下の通りとする。

① 20. 業務項目(1)～(5)、(7)の委託料について

受注者は令和8年2月10日(火)までに業務完了報告書を提出し、市は確認完了後、同年2月中に支払うものとする。

② 20. 業務項目(6)の委託料のについて

受注者は令和8年9月30日(水)までに業務完了報告書を提出し、市は確認完了後、同年中に支払うものとする。

18. その他

- (1) 円滑な業務の遂行を図るため適宜協議打合せを実施し、打合せに要する資料作成等の経費(交通費を含む)は委託費に含むものとする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項及び本業務における変更・不明点、疑義については、必要に応じて委託者と受注者にて協議を行い、業務を遂行するものとする。
- (3) 受注者は、本業務遂行上知り得た事項等について、業務遂行中のみならず、業務完了後においても、第三者に漏らしてはならない。
- (4) 本業務履行のために小山市から貸与した資料は適切に管理し、業務完了後は速やかに返却するものとする。

19. 納期及び納入場所

受注者は、本業務を誠実に遂行し、期間内に成果品を納入すること。

納入場所:小山市 ゼロカーボン・ネイチャーポジティブ推進課

20. 業務項目

本業務の概要及び項目は、以下のとおりとする。

- (1) 計画準備
- (2) 資料収集
- (3) ゾーニングマップ作成業務
- (4) 検討会等の開催
- (5) 報告書の作成
- (6) 地域説明会
- (7) 打合せ協議

21. 計画準備

受注者は業務の実施に先立ち、本仕様書に基づき業務内容を十分把握のうえ、人員計画及び工程計画を立案し、発注者へ提出の上、その承認を得るものとする。

22. 資料収集・整理

業務に必要な各種資料を、地域の関係機関及び団体から広く収集し、わかりやすく整理するものとする。

貸与資料は慎重かつ丁寧に扱うものとし、破損等のないよう取り扱いなければならない。

- (1) 小山市全図
- (2) 小山市防災ガイドブック

- (3) 小山市ため池ハザードマップ
- (4) 自然環境保全地域等概況図
- (5) 公有地データ
- (6) 砂防指定地
- (7) 荒廃農地・遊休農地
- (8) 農地区分(甲種農地、第一種、第二種、第三種)
- (9) 公共施設用地
- (10) 埋蔵文化財包蔵地
- (11) 都市計画基本図 DM データ
- (12) 大字界、小字界図
- (13) 地番現況図
- (14) オルソ画像データ
- (15) その他業務上必要な発注者所有資料・データ

23. ゾーニングマップ作成業務

ゾーニングマップを作成するにあたり、以下の項目を実施するものとする。

ア 既存情報の収集

環境アセスメントデータベース(EADAS)や再生可能エネルギー情報提供システム(REPOS)等を参考に、円滑で合理的なゾーニングマップの作成を行ううえで必要な各種情報を体系的に収集・整理し GIS データとして整備する。なお、公共施設等における太陽光発電の導入可能性に関しては別途調査(以下、「公共施設調査」という。)を予定していることから、本調査から除くこととする。

イ 追加の環境調査等の実施

前項アの既存情報の収集では把握できない地域固有の情報について、ヒアリングや現地踏査等により調査を行い、ゾーニングマップの整備に必要なデータとして整備する。

ウ 関係者ヒアリング

ゾーニングマップ作成にあたり有効な既存資料、事業による地域へのメリット、事業を実施する際の留意事項、ゾーニングの条件などについて、関係者へのヒアリング調査を実施する。

エ ゾーニングマップの作成

ア、イの調査結果を踏まえ、本市全域を対象として、再エネ種ごとにゾーニングマップを作成する。ゾーニングマップ作成に当たっては、後述の検討会や地域説明会での意見を集約・反映する。なお、公共施設調査結果(令和5年度事業開始時の提供を予定。)及び地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第21条第6項及び第7項に規定する都道府県(栃木県)が定める基準に

についてもゾーニングマップに反映させることとする。

24. 検討会等の開催

専門家及び地域利害関係者で構成する検討会を設置し、ゾーニングマップ作成手法や各種調査結果について助言を受ける。検討会メンバーについては、受注者の提案に基づき協議のうえ決定し、委員の選任、謝金等の支払い、検討会の開催・運営等については受注者にて行うこと。検討会は3回程度を想定する。

検討会の委員数、謝金の参考として、小山市環境審議会の委員数、謝金(報酬)を掲載する。

(参考)小山市環境審議会 委員数15人以内 謝金(報酬)8,500円

25. 報告書作成

上記の検討結果をとりまとめた報告書を作成する。なお、ゾーニングマップについては、その解説資料を含め市ホームページでの公開を前提にとりまとめること。

26. 地域説明会の運営支援

発注者が実施するゾーニングマップに関する地域住民向け説明会の運営支援(説明会資料作成、説明補助、議事作成等)を行う。また、作成したゾーニングマップ案に対するパブリックコメントを実施し、収集した意見の整理及び対応作業を行う。

27. 打合せ協議

打合せ協議は、業務着手時、中間打合せ(2回)及び成果品納入時の計4回を標準とすること。

なお、本業務の適正な遂行を図るため、その都度打合せ記録簿を作成し相互に確認をすること。

28. 成果品

本業務における成果品は以下の通りとする。

- (1) 報告書(A4判ドッチファイル綴じ) 2部
- (2) 打合せ記録簿 1式
- (3) その他必要な資料及びデータ 1式